

令和3年10月14日
事務連絡

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村
各 都道府県 福祉人材センター主管部（局）

厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

技能実習介護の日本語能力要件を満たす新たな試験の周知について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について」（令和2年12月18日社援発1218第3号・老発1218第1号通知）において、「介護のための日本語テスト」（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格した場合、技能実習介護の日本語要件を満たすものと位置づけました。

本年3月8日、内閣官房が開催する当該検討会において、株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構（JLCT）が実施する「介護日本語能力テスト」が、「介護のための日本語テスト」実施事業者として認定されました。

これまで、技能実習介護の日本語要件を満たすものとして、「日本語能力試験」、「J.TEST 実用日本語検定」又は「日本語 NAT-TEST」に合格した場合としていたところ、新たに「介護日本語能力テスト」に合格した場合も追加されたことから、貴部（局）におかれましては、関係機関・団体等に対し、その旨周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、当該試験の実施時期等の詳細については、当該試験のホームページをご確認ください。

(参考) 技能実習介護の日本語能力要件を満たす試験について

試験名	実施主体	関連ホームページ
日本語能力試験	独立行政法人国際交流基金 及び公益財団法人日本国際 教育支援協会	http://www.jlpt.jp/
J. TEST 実用日本語試験	株式会社語文研究社	http://j-test.jp/
日本語 NAT-TEST	株式会社専門教育出版	http://www.nat-test.com/
<u>介護日本語能力テスト</u>	<u>株式会社ショウイン及び一 般社団法人外国人日本語能 力検定機構 (JLCT)</u>	https://jlct.jp/kaigo_japanese_nouryoku.html/

※下線部分が新たに追加された試験

(参考) 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について (平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号 老発 0929 第 2 号) (抄)

※下線部分が新たに追加された試験

第一 技能実習計画の認定の基準

一 技能実習の内容の基準

1 技能実習生について

(2) 日本語能力要件 (告示第 1 条第 1 号)

① 告示第 1 条第 1 号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験 (独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。) の N 3、N 2 又は N 1 に合格している者
- ・ 平成 22 年 3 月 31 日までに実施された日本語能力試験において、3 級、2 級又は 1 級に合格している者
- ・ J. TEST 実用日本語検定 (株式会社語文研究社が実施する J. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。) の D-E レベル試験において 350 点以上取得している者又は A-C レベル試験において 600 点以上取得している者
- ・ 平成 31 年 3 月 31 日までに実施された J. TEST 実用日本語検定の E-F レベル試験において 350 点以上取得している者又は A-D レベル試験において 400 点以上取得している者
- ・ 日本語 NAT-TEST (株式会社専門教育出版が実施する日本語 NAT-TEST をいう。以下同じ。) の 4 級、3 級、2 級又は 1 級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テスト (内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。) に合格している者
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

② 告示第 1 条第 1 号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験の N 2 又は N 1 に合格している者
- ・ 平成 22 年 3 月 31 日までに実施された日本語能力試験において、2 級 又は 1 級に合格している者
- ・ J. TEST 実用日本語検定の D-E レベル試験において 500 点以上取得している者又は A-C レベル試験において 600 点以上取得している者
- ・ 平成 31 年 3 月 31 日までに実施された J. TEST 実用日本語検定の A-D レベル試験において 400 点以上取得している者
- ・ 日本語 NAT-TEST の 3 級、2 級又は 1 級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テストに合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。